

鑑 識 第 5 3 号
(刑企、生企、交企、備一)
令和元年5月21日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

デジタルカメラで撮影した写真の活用について

警察職員が犯罪捜査のため職務上デジタルカメラで撮影した写真の捜査書類への活用については、業務の合理化・効率化を推進し、かつ、情報セキュリティを徹底するため、画像ファイル媒体の取扱いを下記のとおり運用することとしたから、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 目的

警察職員が犯罪捜査のため職務上デジタルカメラで撮影した画像情報の電磁的記録（以下「画像ファイル」という。）及びその記録等に使用する専用の外部記録媒体（以下「画像ファイル媒体」という。）の取扱いについて必要な基本的事項を定め、もって撮影行為により機械的に作成された画像ファイルが一切編集、加工及び消去されないまま記録・保管されていることを担保することにより、デジタルカメラを犯罪捜査に活用することを目的とする。

2 画像ファイルの原本性の確保

画像ファイルを印画した写真を証拠として捜査書類に貼付する場合等には、公判等で当該写真の真正（撮影した対象の客観的な状況を機械的に記録したものであり、何ら恣意的な改変等が加えられていないこと）を疑われることのないように、次のとおり必要な措置を講じて、撮影により記録されたまま一切編集、加工及び消去されていない画像ファイル（以下「原画像ファイル」という。）を確保しておかなければならない。

- (1) 原画像ファイルを記録し、保管するための画像ファイル媒体（以下「原本媒体」という。）には、構造上、記録した原画像ファイルの編集、加工及び消去が不可能なものを使用すること。
- (2) 原本媒体に原画像ファイルを記録するまでの過程において、編集、加工及び消去の可能性を排除するための方策を講じること。そのため、原本媒体の作成過程においては、原画像ファイルの暗号化を行わないものとする。

3 画像ファイル媒体の管理

(1) 適正管理

画像ファイル媒体は、滅失、毀損、変質、混合又は散逸することのないよう、定められた方法により、適切かつ組織的に管理し、個人でこれらを保管してはならない。

なお、画像ファイル媒体には専用のものを使用することとし、その他の目的で

利用する外部記録媒体と明確に区別して管理しなければならない。

(2) 管理体制の確立

次のとおり、画像ファイル媒体の管理責任者等を設置し、管理体制を確立するものとする。

ア 管理責任者

(ア) 画像ファイル媒体を総括的に管理する者として、警察本部の事件主管課（本部執行隊を含む。）、科学捜査研究所及び鑑識課（以下「事件主管課等」という。）並びに警察署に管理責任者を置く。

(イ) 管理責任者は、事件主管課等の長及び警察署長をもってそれぞれ充てる。

イ 取扱責任者

(ア) 管理責任者を補佐し、画像ファイル媒体を実質的に管理する者として、事件主管課等及び警察署に取扱責任者を置く。

(イ) 取扱責任者は、事件主管課等の捜査幹部（警部相当職以上の者）及び警察署の事件捜査を担当する課（以下「事件担当課という。」）の長をもって充てる。

ウ 取扱補助者

(ア) 取扱責任者の命を受け、画像ファイル媒体の管理・運用を補助する者として、事件主管課等及び事件担当課に取扱補助者を置く。

(イ) 取扱補助者は、取扱責任者が指定する者をもって充てる。

(3) 庁舎外への持ち出しの禁止

原本媒体の庁舎外への持ち出しは、原則として禁止する。ただし、取扱責任者が、業務上やむを得ないものであり、かつ、持ち出す原本媒体が必要最低限であることを確認した場合は、この限りではない。

(4) 保管設備

画像ファイル媒体の保管設備については、施錠機能がある保管庫等とする。

4 原本媒体の保管期間

原本媒体の保管期間は、判決確定時又は公訴時効完成時までとする。ただし、特に必要と認める場合は、同期間を超えて保管することができる。

5 原本媒体の廃棄

原本媒体を廃棄する場合には、裁断その他の方法により、記録された原画像ファイルを復元できない状態にしなければならない。

6 その他

(1) 本通達の実施に必要な細目的事項については、別に定める。

(2) 本通達は、所定の手続の下で捜査におけるデジタルカメラの活用範囲の拡大を認めるものであり、従来の態様によるいわゆるフィルムカメラ及びデジタルカメラの活用を否定するものではない。

担当：鑑識課写真係